

千曲川漁業協同組合漁業権遊漁規則

(内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則)

(目 的)

第 1 条 この規則は、千曲川漁業協同組合が免許を受けた、内共第 2 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産物（こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、承認期間 1 日の遊漁の場合には口頭で、投網遊漁及び承認期間 1 年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要事項を記載し提出しなければならない。

3. 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣りによる遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産物の保護培養若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合は又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4. 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項の規定する遊漁料を納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁具漁法	ウ. 統数又は規模
いわな、やまめ	竿 釣	1 人 1 本
こい、ふな、うなぎ、 うぐい、おいかわ、 かじか、にじます	竿 釣	1 人 2 本以内
	投 網	網目こま 12 ミリメートル以上 1 人 1 統

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア. 魚 種	イ. 期 間
いわな、やまめ	2月16日から9月30日まで
こい、ふな、うなぎ、 うぐい、おいかわ、 にじます	周 年 ただし、にじますは10月1日から翌年の2月15日 までは犀川、千曲川本流のみとする。
かじか	5月16日から翌年2月末日まで

2. 前項の公表は、この組合の掲示板に掲載してするものとする。また、この組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前項の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 期 間
・須坂市大谷不動尊黒門より上流の宇原川本流 及び支流	・周 年

(全長制限)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 大 き さ
こ い	全 長 18センチメートル以下
ふ な、うぐい	〃 10 〃
おいかわ	〃 8 〃
うなぎ	〃 30 〃
いわな、にじます、 やまめ	〃 15 〃

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する額は、次のとおりとする。

但し、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、800円を加算した額とする。

①. 竿釣による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
いわな、やまめ、 こい、ふな、うぐい、 おいかわ、かじか、 うなぎ、にじます	1日	500円
	1年	5,000円

②. 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

③. 第1号以外の遊漁の場合は、次による。

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料
いわな、やまめ、 こい、ふな、うぐい、 おいかわ、かじか、 うなぎ、にじます	投網	1年	10,000円

2. 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、竿釣りによる遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ①. 須坂市村山町 千曲川漁業協同組合事務所。
- ②. 前号に掲げる場所のほか、この組合が指定し公示した場所。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種

- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子または腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に関する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合、その者がすでに納付した遊漁料の払戻はしないものとする。

附則 この規則は令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年12月1日)